

平成25年第2回長瀨町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
4月9日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	7
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(長瀨町税条例の一部を 改正する条例)	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	9
・議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(長瀨町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例)	
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・発議案第3号 西武秩父線の存続・維持を求める決議	
○町長挨拶	13
○閉 会	13

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第53号

平成25年第2回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年4月5日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成25年4月9日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件 (1) 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)
(2) 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成25年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

平成25年4月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、町長挨拶

1、閉 会

午後1時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島	勉	君	税務課長	林	宣	子	君		
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	若	林	実	君	

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	野	原	徹
------	---	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午後1時)

○議長（大澤タキ江君） 皆さん、こんにちは。

本日は、平成25年第2回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大澤タキ江君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤タキ江君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明等のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長挨拶

○議長（大澤タキ江君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、こんにちは。平成25年第2回臨時議会を開会するに先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの冬は、例年になく厳しい寒さとなり、春が待ち遠しく思っておりましたが、あっという間に暖かくなり、例年になく早い時期に桜が見ごろを迎えました。春は異動の季節でもありまして、ここで平成25年4月1日付で幹部職員の異動昇格がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

税務課長でございます。

○税務課長（林 宣子君） 林でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 教育委員会次長でございます。

○教育次長（若林 実君） 若林です。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 議会事務局長でございます。

○事務局長（青木正剛君） 青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤芳夫君） 以上、異動、昇格した幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

さて、新聞やテレビで報道されておりますアメリカ投資会社サーベラスによる西武ホールディングスの株式公開買い付けをめぐる問題では、去る3月25日に西武ホールディングスと西武鉄道に西武秩父線の存続・維持につきまして要望してきたところでございます。また、町民の皆様に存続・維持の署名をお願いしておりますが、現時点ではまだ未収のところがございますが、4,608人もの大勢の方に署名をいただきまして、あす西武ホールディングス、西武鉄道並びに埼玉県に要請書とともに署名簿も提出する予定になっております。

今議会でご審議いただきます案件は、専決処分をさせていただきました条例の一部改正の2件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての私からのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 岩田 務 君

2番 村田 徹也 君

3番 板谷 定美 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町長提出議案の報告及び上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第25号から議案第26号までの2件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町税条例の改正をする必要が生じ、平成25年3月31日付で長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宣子君） よろしくお願いいたします。議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布され4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第15号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の地方税法等の一部改正でございますが、個人住民税における住宅ローン控除の延長及び拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の対応や地方税に係る延滞金、還付加算金の利率の引き下げ等でございます。

内容につきましては、お手元にご配付してございます参考資料（議案第25号）長瀬町税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰り上げ等で、改

正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

初めに、新旧対照表の2ページをごらんください。第54条は、固定資産税の納税義務者等を規定してございますが、第5項の改正は、旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法が廃止となるため削るものでございます。

4ページをごらんください。第83条第2項軽自動車税の納期の改正でございますが、他税目との整合性を図るため、5月11日を5月1日から改めるものでございます。

第83条第3項でございますが、軽自動車税の遡及賦課に合わせ新たに項を設けたものでございます。

次に、第131条第4項は、特別土地保有税の納税義務者等を規定してございますが、第54条と同様な改正で、旧独立行政法人緑資源機構法が廃止となるため削るものでございます。

5ページをごらんください。附則条文でございますが、延滞金の割合等の特例、附則第3条の2第1項の改正につきましては、国税の改正に伴い特例により現行の延滞金と還付加算金の割合を引き下げるものでございます。延滞金につきましては、早期納付を促す観点から、現行納期限後1カ月以内は、特例により4.3%となっておりますが、改正により3.0%に引き下げ、1カ月経過後は14.6%を9.3%に引き下げるものでございます。還付加算金につきましても、現行の特例でございます4.3%を2.0%に引き下げを行うものでございます。

8ページをごらんください。附則第7条の3の2、個人住民税における住宅ローン控除につきまして、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として個人住民税から控除する期間を4年間延長し、平成39年度までに改正するものでございます。

10ページをごらんください。附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特定を規定してございます。通常の場合、居住用財産を売却しますと3,000万円の特別控除の特例適用がございしますが、この特別控除を受けるには本人が居住している家屋でありますとか居住しなくなってから3年以内に売却するなどの一定の要件がございします。東日本大震災により被災されました方には、特例として期限を3年から7年に延期しておりますが、今回の改正では、家屋が消滅し居住できなくなった家屋の敷地を震災後に相続して、その土地を譲渡した場合においても従来からの所有者とみなされ、この特例が受けられるよう改正したものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日と経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 昨日、ない頭を絞って読んでみたのですが、全くわからなくて、今説明を受けたわけなのですが、要するにこれは国の法律が改正されて、それと同じ率でといいますか、その引き下げをしたという考えでよろしいわけですか。そうでなくて、町独自でこのパーセントが幾らか変わっていたりとか、そういうことがあるのかどうか、そこのところを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（林 宣子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの税率でございますけれども、これは法律に基づきまして改正を行ったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、平成25年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宣子君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布され4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第16号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。平成25年度税制改正におきまして国民健康保険税の一部も改正されました。平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、従来国民健康保険に加入していた75歳以上の方につきまして、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになりました。国民健康保険の加入世帯でこれまで国民健康保険の被保険者であった方が75歳となり後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の被保険者が1人だけとなりました世帯を特定世帯と申します。特定世帯につきましては、特例措置として、移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1軽減する措置がございます。この措置は5年間のみ適用されるため、平成25年度以降この措置の適用が受けられない世帯が生じてまいります。急激な負担増を避けるため、移行後6年目から8年目までの間にある世帯を特定継続世帯として、3年間は世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を加えるものでございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料（議案第26号）長瀨町国民健康保険税条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第5条の2でございますが、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を規定してございまして、先ほどご説明申し上げましたが、5年間は特定世帯として、その後3年間は特定継続世帯とするものでございます。

第3号において、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万4,000円の4分の3相当の1万500円を規定するものでございます。

2ページをごらんください。第12条納期でございますが、国民健康保険税の第8期の納期を2月末日に改めるものでございます。

次に、第22条でございますが、第25条のただし書き部分を削るものでございます。

続きまして、2ページから3ページをごらんください。第23条は、国民健康保険税の減額を規定しております。第1号は、7割軽減世帯の平等割を規定してございまして、第1号イ（ウ）として、特定継続世帯の世帯平等割額の7,350円を規定したものでございます。

4ページをごらんください。第23条第2号は、5割軽減世帯の平等割を規定してございまして、第2号イ（ウ）として、先ほどと同様に特定継続世帯の世帯別平等割額の5,250円を規定したものでございます。第23条3号は、2割軽減世帯の平等割を規定してございまして、第3号イ（ウ）として、特定継続世帯の世帯別平等割額の2,100円を規定したものでございます。

5ページをごらんください。第23条の2でございますが、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例条文を削除したものでございます。

次に、第26条第1項第2号でございますが、引用法令に法律番号を加えるものでございます。

7ページをごらんください。附則第16項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、引用条項の改正に伴うものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。



◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、発議案第3号 西武秩父線の存続・維持を求める決議を議題といたします。

事務局に発議案の朗読をいたさせます。

○事務局長（青木正剛君） 朗読します。

発議案第3号

平成25年4月9日

長瀬町議会議長 大澤 タキ江 様

提出者	長瀬町議会議員	野原 武夫
賛成者	長瀬町議会議員	新井 利朗
賛成者	長瀬町議会議員	齊藤 實
賛成者	長瀬町議会議員	大島瑠美子
賛成者	長瀬町議会議員	関口 雅敬
賛成者	長瀬町議会議員	野口 健二
賛成者	長瀬町議会議員	板谷 定美
賛成者	長瀬町議会議員	村田 徹也
賛成者	長瀬町議会議員	岩田 務

西武秩父線の存続・維持を求める決議

標記の議案を地方自治法第112条及び長瀬町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

西武秩父線の存続・維持を求める決議

株式会社西武ホールディングスの筆頭株主であるサーベラスは、株式公開買付けを実施するにあたり、西武鉄道株式会社の西武秩父線の廃止を提案するとの報道が3月12日にあった。

西武秩父線は、秩父地域の住民にとって日常生活を行う上で欠くことのできない重要な路線であり、通

勤、通学、観光、産業経済などあらゆる面で秩父地域の振興・発展のために、極めて重要な役割を担っている。

また、池袋線関係（池袋線、西武秩父線、西武有楽町線、豊島線、狭山線）が、東京メトロ副都心線を經由して東急東横線、横浜高速みたとみらい線との相互直通運転を3月16日に開始し、横浜方面に至る広域鉄道ネットワークが形成され、利便性が飛躍的に向上し、沿線観光資源や旅客流動のますますの活性化が期待されている。

このような状況の中、報道にあるような西武秩父線が廃止されることは、秩父地域の住民にとっては誠に遺憾であるとともに、地域の存亡にかかわることであり、到底承服できるものではない。

よって、長瀨町議会は、株式会社西武ホールディングス及び西武鉄道株式会社に対し、秩父地域住民にとって重要な公共交通機関である西武秩父線の存続・維持を強く要請する。

以上、決議する。

平成25年4月9日

秩父郡長瀨町議会

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 発議案の趣旨説明を野原武夫君に求めます。

○8番（野原武夫君） それでは、ただいま事務局長のほうから決議文について内容説明がございました。株式会社の西武ホールディングスの筆頭株主にあるアメリカの投資ファンドが株式公開買付けといいますが、TOBを行うということが報道されました。西武鉄道は、秩父線、特に通勤、通学、観光、産業経済、あらゆる方面に秩父地域の振興、発展のために極めて重要な役割を担っておる路線であります。廃止となれば、秩父地域の存亡にかかわる重大事ということでございます。

そこで、西武秩父線の存続・維持を求める決議を秩父郡市内の1市4町で足並みをそろえて西武鉄道などに提出し、秩父地域の住民にとって欠くことのできない重要な公共交通機関である西武秩父線の存続・維持を要請するための決議であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第3号 西武秩父線の存続・維持を求める決議を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◎町長挨拶

○議長（大澤タキ江君） 以上で今期臨時会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では条例改正案など2件の重要案件につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

また、西武秩父線の存続・維持を求める決議につきましては、町民の皆様からの署名とあわせてその気持ちを重く受けとめ、西武秩父線の存続・維持のための要請活動を行ってまいります。これらのことにつきましては、真剣に対応したいと考えます。

これから新緑の季節を迎えます。皆様には健康にご留意なされ、また町政の進展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして臨時会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして平成25年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後1時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 6月 7日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 板 谷 定 美